

測量業務委託共通仕様書

令和3年10月

新潟市

1. 適用

「測量業務委託共通仕様書」は、新潟県土木部測量・設計・調査業務委託標準仕様書「測量作業標準仕様書」（令和3年8月）を準用する。

なお、これによりがたい場合は別途考慮する。

2. 改訂履歴

平成20年3月31日まで「新潟県土木部測量・設計・調査業務委託標準仕様書」を準用

平成20年4月1日制定

平成22年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成30年4月1日全部改定「新潟県土木部測量・設計・調査業務委託標準仕様書」を準用

平成31年2月1日一部改定

令和元年10月1日一部改定

令和2年11月1日一部改定

令和3年10月1日一部改定

3. 読み替え表

測量業務委託共通仕様書において、語句を下記のように読み替えるものとする。

掲載箇所	読み替え前	読み替え後
仕様書内共通	測量作業標準仕様書	測量業務委託共通仕様書
仕様書内共通	測量業務等標準仕様書	測量業務委託共通仕様書
仕様書内共通	新潟県土木部	新潟市
仕様書内共通	新潟県	新潟市
仕様書内共通	委託者	発注者
仕様書内共通	受託者	受注者
仕様書内共通	標準仕様書	共通仕様書
仕様書内共通	検査員	検査職員
仕様書内共通	請負者	受注者
第101条1	委託契約条項	業務委託契約条項
第102条1	「委託者」とは、知事又は地域機関の長をいう。	「発注者」とは、新潟市財務規則（新潟市規則第12号）第2条第11号で規定する予算執行職員（市長及び予算の執行に関する市長の権限を専決する権限を与えられた者）をいう。
第102条4	委託契約条項第13条第1項	業務委託契約条項第32条第1項
第102条5	委託契約条項第6条第1項	業務委託契約条項第10条第1項
第102条9	別冊委託契約書	委託契約書
第102条10	数量総括表	設計書
第102条14	「数量総括表」とは、	「設計書」とは数量総括表をいい、
第102条28	委託契約条項第9条	業務委託契約条項第18条、第19条、第20条
第102条30	「新潟県CALSシステム」とは、監督員及び受託者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。	※1
第102条31	ただし、新潟県CALSシステムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。	※1
第104条	契約締結後15日以内	契約締結後5日以内
第105条	国土交通省の定める「公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準」（以下「規定」という。）第2条の規定による	「新潟市公共測量作業規程」（以下「規程」という。）（平成20年5月15日国土交通大臣承認）の規定による
第108条	3. 監督員が	3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。 4. 監督員が
第112条5	数量総括表	設計書
第114条	受委託者	受発注者
第117条4	受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受託者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を受託者に返却しなければならない。	受注者は、第三者の土地への立入りの際には、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
第120条1	委託契約条項第13条第1項	業務委託契約条項第32条第1項
第124条3	委託契約条項第10条	業務委託契約条項第23条第1項
第125条1	委託契約条項第9条	業務委託契約条項第19条
第126条1	委託契約条項第11条	業務委託契約条項第27条、第28条
第127条1	委託契約条項第11条	業務委託契約条項第27条、第28条
第127条1	委託契約条項第16条	業務委託契約条項第41条
第130条2	委託契約条項第4条（特許権の使用）	業務委託契約条項第8条（特許権等の使用）
第131条1	委託契約条項第19条	業務委託契約条項第1条第5項

※1 測量業務委託共通仕様書では適用しない。